

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例（令和2年11月6日京都市条例第15号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

- 1 公衆衛生を確保するために必要な措置として、施設の営業者又は使用人等が駐在する場所を旅館業法第4条第2項に規定する衛生に必要な措置の基準として定めることとしました。
- 2 小規模宿泊施設の定義を明確化することとしました。
- 3 小規模宿泊施設であり、かつ、京町家である施設について、玄関帳場の設置を免除するための基準を明確化することとしました。

この条例は、令和2年11月10日から施行することとしました。

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川 大作

京都市条例第15号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する
条例の一部を改正する条例

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 施設が存する建築物が一戸建て又は長屋建て（階数が3以下であり、かつ、当該施設の宿泊者と当該宿泊者以外の者の共用に供する部分が存しない構造であるものに限る。）であること。

第10条第2項中「については」を「(以下この項において「京町家施設」という。)が、次の各号のいずれにも該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該京町家施設への人の出入りの状況を確認することができる措置が講じられていること。
- (2) 当該京町家施設におおむね10分以内に到着することができる場所に営業者又は使用人等の駐在する場所が設けられていること。

第15条第13号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させること。

ア 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね10分以内に到着することができる場所

イ アに掲げる場合以外の場合 施設の内部

第18条第8項を削り、同条第9項中「及び代表者名」を削り、「前項第2号」を「第15条第13号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年11月10日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる施設で、この条例による改正前の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第2条第2項第6号に掲げる小規模宿泊施設のうち、この条例による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第2条第2項第6号アの規定に適合しないものについては、同号アの規定は、当該施設が存する建築物(同号アに掲げる要件に該当する部分に限る。)が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旅館業法(以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けている者が営む当該許可に係る旅館業の施設
- (2) この条例の施行の日前に法第3条第1項の規定による許可の申請をした者が営もうとする当該許可に係る旅館業の施設

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)